

大和市公告第60号

神奈川県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書を本市街づくり計画部街づくり計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年4月8日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業第1号大和公共下水道

2 縦覧場所

大和市街づくり計画部街づくり計画課